

東京大学外国人留学生支援基金奨学金支給要項

平成30年6月26日

グローバルキャンパス推進本部長決裁

(目的)

第1条 この要項は、東京大学外国人留学生支援基金規則第3条第1項第1号に規定する奨学金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(私費外国人留学生の定義)

第2条 この要項において、「私費外国人留学生」とは、外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第1に定める「留学」の在留資格を有する者）で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

(受給者の資格)

第3条 本基金の奨学金の支給を受ける者（以下「受給者」という。）は、東京大学大学院学生又は同外国人研究生である私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、留学生生活を続けていくために経済的援助が必要であると認められる者（他の奨学金を受けている者を除く。）とする。

(奨学金の性格)

第4条 奨学金は、返還を要しないものとする。

(奨学金の支給額)

第5条 奨学金の支給額は、月額50,000円とする。

(奨学金の申請)

第6条 奨学金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 東京大学大学院学生及び同大学院に入学予定の者
 - (2) 東京大学大学院外国人研究生及び同外国人研究生として入学予定の者
- 2 申請者は、所属する研究科等の長（入学予定の者については所属予定の研究科等の長）（以下「所属研究科長」という。）を通じて、グローバルキャンパス推進本部長（以下「本部長」という。）に申請するものとする。
- 3 所属研究科長は、申請者から前項の規定による申請があった場合、推薦順位を付し

て本部長に推薦するものとする。

(受給者の決定)

第7条 本部長は、前条の規定により推薦された者について、グローバルキャンパス推進本部運営会議の選考を経て、受給者を決定する。

2 本部長は、受給者を決定したときは、所属研究科長を通じて、本人に通知する。

(奨学金の支給期間)

第8条 奨学金の支給期間は、原則として、受給者として決定した年度の4月から翌年の3月まで、または10月から翌年の3月までとする。奨学金支給期間の延長は、原則として、認めないものとする。

(奨学金の支給方法)

第9条 奨学金は、受給者の請求に基づき、原則として、毎月、受給者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(受給者の異動)

第10条 所属研究科長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに本部長に届け出なければならない。

- (1) 休学又は長期欠席したとき。
- (2) 留学又は退学したとき。
- (3) その他、受給者としての資格を失ったとき。

(奨学金の支給停止及び解除)

第11条 本部長は、受給者が前条第1号に該当するときは、奨学金の支給を停止することができるものとする。

2 本部長は、前項の規定により奨学金の支給を停止された者について、その理由が止んだ場合には、奨学金の支給の停止を解除することができるものとする。

(奨学金の支給打切り)

第12条 本部長は、受給者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給を打切ることができるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の支給を受けたとき。
- (2) 第10条第2号に該当するとき。
- (3) 第10条第3号に該当するとき。

(奨学金の返納)

第13条 本部長は、前条各号の事由が生じたときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させることができるものとする。

(奨学金の辞退)

第14条 受給者は、所属研究科長を通じ、奨学金の支給を辞退することができる。

(実施細則)

第15条 この要項に定めるもののほか、この奨学金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この要項は、平成30年6月26日から実施し、平成30年4月1日から適用する。
2. 「東京大学外国人留学生支援基金奨学金支給要項（平成17年5月10日運営委員会決定）」は、廃止する。